

公立大学法人京都市立芸術大学経営審議会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月29日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第17条第1項に規定する経営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 経営審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 経営審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、理事長が任命するもの

3 前項第4号に掲げる者である委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。

(委員の任期)

第3条 役員である委員の任期は当該役員の任期によるものとし、前条第2項第4号に掲げる者である委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員(同号に掲げる者であるものに限る。)の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(招集等)

第4条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、委員(理事長を除く。)の3分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、経営審議会に委員以外の者を出席

させ、意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決に加わる権利は有しない。

- 4 理事長は、経営審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、議題その他の必要な事項を委員及び出席させる者に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議事)

第5条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠員のときは、委員のうちからあらかじめ理事長が指名する者が議長の職務を代理し又は職務を行う。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数でもって決する。
- 6 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、経営審議会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(審議事項)

第6条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地方独立行政法人法(以下「法」という。)第25条第1項に規定する中期目標について市長に述べる意見及び法第27条第1項に規定する年度計画の策定に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (5) 学則(法人の経営に関する部分に限る。)その他の法人の経営に関する重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項

(6) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
(7) 法人の組織及び運営の状況について法人が自ら行う点検及び評価に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項
(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議事録)

第8条 議長は、経営審議会の議事について議事録を作成しなければならない。
(庶務)

第9条 経営審議会の庶務は、総務広報課において処理する。
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、理事長が経営審議会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日理事長決定）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日理事長決定）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。